



2022年6月27日

各 位

会 社 名 株式会社イメージ・マジック
代表者名 代表取締役社長 山 川 誠
(コード：7793 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 栗 原 俊 幸
(TEL. 03-6825-7510)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年7月28日開催予定の当社第27期定時株主総会において承認されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定するとともに、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務進行の監査等を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つこと等により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指し、経営における透明性を高めるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的とするものです。

(2) 移行の時期

2022年7月28日開催予定の第27期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

①監査等委員会設置会社への移行

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

②電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- i. 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ii. 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- iii. 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条(株主総会参考書類等のインター

- ネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- iv. 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

(2) 変更の内容

変更内容は別紙記載の通りです。

(3) 変更の日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 2022年7月28日

定款変更の効力発生日 2022年7月28日

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>3名以上10名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 30 条 当会社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 31 条 当会社の監査役は、6 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議において選任する。</p>	<p>4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 27 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第 31 条 当会社は監査等委員会を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数以上をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第35条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、監査役会の日前3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の前全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第38条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日前3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の前全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名をする。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第35条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第27期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第27期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上